

佐倉市告示第131号

令和6年能登半島地震による被災者に対する市税の申告等の期限の延長後の期限について、下記のとおり告示する。

令和6年12月12日

佐倉市長 西 田 三十五



記

佐倉市税賦課徴収条例（昭和34年条例第13号）第18条の2第2項の規定に基づく、令和6年1月23日付け佐倉市告示第6号において、別途告示で定めることとされている期日は、次に掲げる地域に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日から令和7年1月30日までの間に到来するものについては、令和7年1月31日とする。

都道府県名	地 域
石川県	七尾市 羽咋郡志賀町